

令和7年11月12日
予算・税制等に関する政策懇談会

2026年度（令和8年度）
予算・税制等に関する要望事項

日本栄養士連盟 会長 井上 幸子

公益社団法人 日本栄養士会 会長 中村 丁次



重点要望事項

1 管理栄養士・栄養士の処遇改善

2 栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するための配置促進

3 物価・人件費等の高騰を鑑みた食事療養費及び基準費用額（食費）の引き上げ

4 産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりへの継続的かつ十分な予算措置

5 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進
(栄養士法の改正)

6 保育所における栄養士の業務への適正な評価

1 管理栄養士・栄養士の処遇改善

管理栄養士・栄養士は国民、患者、利用者の健康を守るために不可欠な専門職

- 公衆衛生・医療・福祉の現場で、健康寿命の延伸、疾病予防、栄養管理、食育の推進を担っている

管理栄養士・栄養士の賃金の実態は、他の専門職と比べると低水準

- 「賃金構造基本統計調査」の職域別平均賃金（令和6年調査結果）で管理栄養士・栄養士は保健医療専門職及び社会福祉専門職の中で、最も低い結果である
- 業務量・責任の重さに見合った処遇が得られていない現状である

新規人材の確保を難しくし、経験豊富な人材の離職・若手の就職離れ

平成7年度最低賃金・人事院勧告・「骨太方針2025」に対応できない

- 保健、医療、福祉、介護等における各施設は、厳しい運営状況の中で対応できる状態ではない

医療・介護の財源の削減により、地域の医療・介護の崩壊は避けられない

- 保健、医療、福祉、介護における各施設の経営の支援とともに、
管理栄養士・栄養士の処遇改善が確実に可能となる財政支援

2 栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するための配置促進

栄養教諭の役割（職責）

- 学童期における子どもの将来にわたる身体を作るための良好な栄養管理や痩身傾向、食物アレルギー等の健康課題を有する児童・生徒への個別栄養相談への対応
- 医療機関等と連携し、医療的ケアを必要とする児童・生徒への栄養・食生活支援

栄養教諭制度の創設時の理念が十分に達成できているとは言えない現状

- 各都道府県における栄養教諭の配置状況が約7%～100%と都道府県間で相当の格差
- 栄養教諭の法的位置づけ、採用、任用、配置、求められる役割等に課題があることが指摘
- 栄養教諭の給食管理業務の比重が大きく、児童・生徒に対する食に関する指導や個別的栄養相談に十分注力できない学校が少なくない状況

子どもたちは自分が生活する地域を選べない中、他律的な理由により、栄養教諭から食に関する指導を受けられない子どもたちが多数存在し、日本栄養士会として、この状況を非常に重大視している

- 都道府県を対象としたこうした状況の改善、地域間の格差の是正に向け、栄養教諭の配置促進について強力な支援

3 物価・人件費等の高騰を鑑みた食事療養費及び基準費用額（食費）の引き上げ

栄養・給食部門に従事する者の負担は増大

- 入院時食事療養は、適時適温（18時以降）、大量調理マニュアル等に沿った運用、摂食嚥下障害及び食物アレルギーを有する等の患者に対する個別対応が増加

人材確保が困難な現状から人件費も高騰

- 価格上昇による食材費の高騰に加え、人材確保が困難な現状から人件費も高騰し、委託給食会社が撤退する医療機関も散見

食材料費は物価高騰により前年度から増大

- 日本栄養士会の「2025年度病院栄養部門実態調査」の結果では、患者1日1人あたりの食材料費が2024年度823円から897円とプラス74円に増加
- 「2024年度介護保険施設等実態調査」の結果でも、約8割の施設が食材料費が前年度から増大

- 患者や利用者一人ひとりの栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視
- 栄養ケアによって栄養状態を改善するための食事の提供を維持

■入院時食事療養費及び介護保・険施設基準費用額（食費）の適切な額の設定を検討・引き上げ

4 産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりへの継続的かつ十分な予算措置

健康的で持続可能な食環境戦略（イニシアチブ）を推進

- 厚生労働省は、我が国の栄養課題「食塩の過剰摂取」「若年女性のやせ」「経済格差に伴う栄養格差」等に産学官等が連携して取り組むため、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を推進

「健康日本21（第三次）」における食環境づくりの推進

- 全都道府県が「イニシアチブ」と連携することを目標として設定し、取り組みを強化

地域全体で嚥下調整食を適切に提供できる食環境づくりを進めることが急務

- 今後一層の高齢化が進展する中、摂食・嚥下機能の低下や低栄養の課題が顕在化
- 医療・介護施設にとどまらず、地域社会や飲食産業等においても「安全かつおいしく食べられる」ことが必要

医療・介護・栄養・調理の各専門職と連携して嚥下調整食を提供できる体制を構築 摂食嚥下調整食を提案・実践できる人材育成・技術支援

- 健康日本21（第三次）を踏まえた食環境づくりや、地域全体で嚥下調整食を適切に提供できる等の健康的で持続可能な食環境づくりの更なる推進に向けて、継続的かつ十分な予算措置

5 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進（栄養士法の改正）

医療・福祉分野における栄養管理の更なる推進

- 患者が医療機関の選択を適切に行うために必要な情報として、医療法に基づく医療機能情報提供制度において、「管理栄養士・栄養士」の医療職種として明確化
- 令和6年度診療報酬、介護報酬、障害者サービス等報酬改定で、栄養重要性が評価

幅広い他分野との連携した栄養施策の推進

- 健康日本21（第三次）における健康的で持続可能な食環境づくりを始め、様々な関係部署・関係機関等と連携した栄養政策の推進

災害支援における栄養・食生活支援を担う体制の強化

- 防災基本計画（令和6年6月28日中央防災会議決定）では、管理栄養士等による避難所における被災者の栄養・食支援について必要な措置を講じるよう努めることが具体的に明記
- 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）では、防災体制の抜本的強化のために専門人材を確保するとあり、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の体制の強化し、人材育成が益々重要

●管理栄養士・栄養士への期待が高まり、担うべき業務もより複雑・困難になる

■卒後研修を通じ、生涯にわたり資質の向上を図ることについて、**栄養士法に規定し**
管理栄養士・栄養士の人材育成体制を位置づける**（栄養士法の改正）**

6 保育所における栄養士の業務への適正な評価

栄養士は、保育所でのこどもたちの健やかな成長を支える専門職

- 給食の献立作成・調理、衛生管理等の給食の管理業務
- 食物アレルギー等特別な配慮を必要とするこどもへの対応
- 保護者への支援、食育活動の計画・実施

保育所における食事の提供
食育の重要性が増えている

栄養士の雇用に当たっては、公定価格上、栄養管理加算としての対応

栄養士を複数名配置した場合でも加算額は変わらない

専門性を必要とする業務は増大する一方で、
栄養士の専門性と業務の重要性に見合った待遇となっているとは言い難い

■栄養士の専門性の適正な評価として**栄養管理加算の増額**
その増額分は施設運営費ではなく、**栄養士の賃金に還元**